

佐 本 交 企 発 第 2 0 0 号
佐 本 交 指 発 第 2 6 7 号
佐 本 規 制 発 第 2 1 1 号
佐 本 運 免 発 第 3 2 0 号
令 和 元 年 1 0 月 4 日

各 所 属 長 殿

保 存	30年(令和32年3月31日まで)
有 効	令和32年3月31日まで
企画第一係	
交 通 部 長	

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

本年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第107号）により、本年12月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手續等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第6号）、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第7号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和元年国家公安委員会告示第36号）が令和元年9月19日に公布され、一部の規定を除き本年12月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備、歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備、運転経歴証明書の交付要件等の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）
「法」 : 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）
「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）
「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「改正規則」 : 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）
「型式規則」 : 改正規則による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）

1 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

(1) 趣旨

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション装置等の画面を注視したりする行為（以下「携帯電話使用等」という。）に起因する交通事故は増加傾向にあり、平成30年中は2,790件で5年前（平成25年）の2,038件から約1.4倍に増加している。

このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げることとしたものである。

(2) 内容

ア 運転中の携帯電話使用等に関する罰則の引上げ等

- (ア) 道路における交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等（以下「携帯電話使用等（交通の危険）」という。）の罰則を、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金から1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引き上げることとした（法第71条第5号の5及び第117条の4第1号の2）。
- (イ) 無線通話装置を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（以下「携帯電話使用等（保持）」という。）の罰則を、5万円以下の罰金から6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引き上げることとした（法第71条第5号の5及び第118条第1項第3号の2）。
- (ウ) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の限度額を、大型自動車等については1万円から5万円、普通自動車等については8千円から4万円、小型特

殊自動車等については6千円から3万円に引き上げ、携帯電話使用等（交通の危険）については、非反則行為とすることとした（法別表第2）。

(エ) 免許の効力の仮停止の対象行為の追加

携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、免許の効力の仮停止の対象とすることとした（法第103条の2第1項第2号）。

イ 携帯電話使用等に係る基礎点数及び反則金の額の引上げ

(ア) 携帯電話使用等（交通の危険）の基礎点数については2点から6点、携帯電話使用等（保持）の基礎点数については1点から3点（これらの加重類型である酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（交通の危険）については14点から16点、酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（保持）については14点から15点）にそれぞれ引き上げることとした（令別表第2）。

(イ) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の額を引き上げ、大型車については7千円から2万5千円、普通車については6千円から1万8千円、二輪車については6千円から1万5千円、原付車については5千円から1万2千円にそれぞれ引き上げることとした（令別表第6）。

(3) 留意事項

携帯電話使用等の根絶を図るため、関係機関・団体と連携して、改正法の内容について周知徹底するとともに、携帯電話使用等を含めた悪質・危険運転の根絶に向け、一層の広報啓発活動及び適切な指導取締りを推進すること。

2 歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備

(1) 歩行補助車等に係る規定の整備

ア 小児用の車の歩行補助車等への追加

(ア) 趣旨

現在でも、乳母車等の小児用の車を通行させる者は歩行者とされているが、近年、原動機を用いる乳母車等が開発されていることから、小児用の車を歩行補助車等を含めることで、法上の取扱いを明確化することとした。

(イ) 内容

小児用の車は、歩行補助車等に該当することとした（法第2条第1項第9号及び令第1条第1号）。

イ 原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準の引上げ

(ア) 趣旨

今後、高さが従来の基準を超過している乳母車が開発されているところ、高さの基準について原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準とされている高さまで引き上げたとしても、交通の安全と円滑を阻害するおそれはないと考えられることから、原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準を引き上げることとした。

(イ) 内容

原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準を109センチメートルから120センチメートルに引き上げることとした（府令第1条第1項第1号ハ）。

ウ 警察署長の確認を受けた電動乳母車等に対する車体の大きさの基準の適用除外

(ア) 趣旨

近年、6人の幼児を乗せることのできる大型の電動乳母車が開発されているところ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる」こととされたことを踏まえ、当該電動乳母車の基準を定めることとした。

(イ) 内容

原動機を用いる大型の電動乳母車のうち警察署長の確認を受けた方法で通行させるものについては、車体の大きさの基準の例外とすることとした（府令第1条第2項第1号）。

エ 歩きながら用いるための車の歩行補助車等への追加

(ア) 趣旨

現在、事業者において、従来から販売されている駆動補助機を備えた普通自転車に新たな機能を追加し、軽い力で押して歩くことができるよう、押して歩く際に原動機が作動する車の開発が進められているところ、このような車を通行させている者については、実質的には普通自転車を押して歩く者と同視することができることから、車体の大きさ及び構造が一定の基準を満たす車について、歩行補助車等とすることとした。

(イ) 内容

車体について以下の基準に該当する車を歩行補助車等に加えるとともに、原動機を用いるものにあつては、原動機を用いる歩行補助車等の車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号）を適用しないこととした（令第1条第2号並びに府令第1条第2項第2号、第3項及び第4項）。

(a) 長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えない大きさであること。

(b) 法第63条の3に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができない構造であること。

(2) 軽車両に係る規定の整備

ア 趣旨

近年、原動機を用いる手押し式の運搬車が開発されており、こうした車のう

ち他の交通に及ぼす危険の程度が低いものについては、軽車両として取り扱うこととしても差し支えないと考えられることを踏まえ、車体の大きさ及び構造が一定の基準を満たすものについては軽車両として取り扱うことを法上明確化することとした。

イ 内容

(ア) 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案して自転車等に準ずるものとして内閣府令で定めるものを軽車両とすることとした（法第2条第1項第11号ロ）。

(イ) 原動機を用いる軽車両の基準について、

(a) 車体の大きさが長さ4.00メートル、幅2.00メートル及び高さ3.00メートルを超えないこと。

(b) 車体の構造が次に掲げるものであること。

- ・ 原動機として、電動機を用いること。
- ・ 歩きながら運転するものであること。
- ・ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

のいずれにも該当するものであることとした（府令第1条の2の2）。

(ウ) 原動機を用いる軽車両の型式認定に関する規定の整備

原動機を用いる軽車両について、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、製作又は販売を業とする者が、基準に適合することについて国家公安委員会の認定を受けることができることとした（府令第39条の2の2）。

また、原動機を用いる軽車両の型式認定の手続に関する規定を整備することとした（型式規則第1条、第2条、第10条、第12条、第13条、第16条、別記様式第1及び別記様式第2）。

(3) 留意事項

原動機を用いる歩行補助車等及び軽車両の取扱いについて、職員に対する教養を徹底するとともに、これらの車の利用者に対して、交通安全教育等を通じ、変更後の通行ルールの周知に努めること。

3 運転免許証等の再交付申請に関する規定の見直し

(1) 趣旨

現行規定上、免許を受けた者が運転免許証（以下「免許証」という。）の再交付を受けることができるのは、亡失等の場合のみに限られているところ、例えば、氏名等の身分事項を変更した事実を他人に察知されたくないことを理由に、免許証の記載事項の変更ではなく免許証の再交付を求める要望が寄せられている。

こうした要望を踏まえ、亡失等の場合に限らず、申請者からの求めに応じ、免許証の再交付を認めることとした。

(2) 内容

ア 免許証の再交付を申請できる要件として、住所、氏名等の免許証の記載事項

に変更を生じた者が、記載事項変更の届出をしたとき及びその他内閣府令で定めるときを定めた（法第94条第2項）。

イ 免許証の再交付を申請できる要件として、免許証に表示されている写真を変更するとき等を定めた（府令第21条）。

ウ 前記ア及びイに伴い、運転経歴証明書の再交付申請の要件に関して、所要の改正を行った（府令第30条の13）。

(3) 留意事項

運転免許証及び運転経歴証明書の再交付要件が緩和されたことに伴い、免許に関係する業務を担当する職員に対する教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を実施すること。

4 運転経歴証明書の交付に係る規定の整備

(1) 免許証の更新を受けずに運転免許の効力を失った者に対する運転経歴証明書の交付に係る規定の整備

ア 趣旨

運転経歴証明書については、申請による免許の取消しを受けた者（以下「自主返納者」という。）のみがその交付を申請できるとされていたところ、免許証の更新を受けずに免許の効力を失った者（以下「免許が失効した者」という。）の中にも自主返納者と同様に、加齢に伴う身体機能の低下等を自覚し、自らの判断で道路交通の場から離脱する意思を有する者が相当数存在すると考えられることから、免許が失効した者についても、運転経歴証明書の交付申請を行うことを可能とすることとした。

イ 内容

免許が失効した者についても、運転経歴証明書の交付申請を行うことを可能とすることとした（法第105条第2項）。

(2) 運転経歴証明書の交付に係る申請先の見直し

ア 趣旨

運転経歴証明書の交付の申請については、自主返納者が、取消しを行った公安委員会に対して行うこととされていたところ、他の都道府県に住所地を移転した後に運転経歴証明書の交付を申請する場合、著しい不便を生じさせ、申請自体を断念するときもあると考えられることから、運転経歴証明書の交付に係る申請先を、申請者の住所地を管轄する公安委員会とすることとした。

イ 内容

運転経歴証明書の交付に係る申請先を「その者の住所地を管轄する公安委員会」と改めた（法第104条の4第5項）。

(3) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付申請を認めないものに関する規定の整備

ア 趣旨

今回の改正では、免許が失効した者についても運転経歴証明書の交付申請を認めることとしたところ、免許が失効した者であっても、免許が失効する前に当該免許が取消し等の基準に該当している者については、自主返納者と同様に、加齢に伴う身体機能の低下等を自覚し、自らの判断で道路交通の場から離脱する意思を有する者とは言えないことから、運転経歴証明書の交付申請を認めないこととした。

イ 内容

免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付申請を認めないものとして、失効した免許に係る免許証の有効期間が満了する日において免許の取消し等の基準に該当する者等を定めた（法第105条第2項及び令第39条の2の5）。

- (4) 免許が失効した者による運転経歴証明書の交付申請可能期間等に関する規定の整備

ア 趣旨

自主返納者に対する運転経歴証明書の交付については、申請により免許が取り消されてから5年以内で、かつ、現に有する免許がない者に対して行うこととされていることから、免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付についても同様に、免許が失効してから5年以内で、かつ、現に有する免許がない者に対して行うこととした。

イ 内容

免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、運転経歴証明書の交付を申請した日前5年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うことを定めた（令第39条の2の5第2項）。

また、運転者管理システム（以下「システム」という。）における免許データの保存期間を踏まえ、免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、改正令の施行の日から令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以後に免許が失効し、かつ、現に有する免許がない者に対して行う旨の経過措置を設けた（改正令附則第2項）。

- (5) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものを特定失効者から除く規定の整備

ア 趣旨

現行規定上、自主返納者は、その後に再度免許を受けようとする場合、運転免許試験の一部免除を受けることができない。この点、免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものについては、自らの意思で道路交通の場から離脱する意思を公安委員会に対して表明する者として、自主返納者と同様に評価することができることから、免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものが、その後に免許を受けようとする場合には、自主返納者と同様に、運転免許試験の免除を認めるべきではないと考えられる。そこで、免

許が失効した者のうち、運転経歴証明書の交付を受けたものについては、特定失効者から除くこととした。

イ 内容

免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものを、特定失効者から除くこととした（令第34条の3第2項第5号）。

(6) 留意事項

免許が失効した者に対し運転経歴証明書の交付申請を認める規定の整備に伴い、運転経歴証明書に関係する業務を担当する職員に対し、適切な業務の実施に向けた教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を実施すること。

5 その他

(1) 外国運転免許証により運転することができる国等の見直し

ア 趣旨

我が国において外国運転免許証により運転することができる国又は地域については、その要件として、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であることが規定されている。

スロベニア共和国については、当初、ジュネーブ条約に加盟しておらず、同条約に基づく国際運転免許証を発給しないとしていたことから政令で定める国等（以下「政令国等」という。）に加えていたが、平成30年5月から、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証の発給を開始したため、同月以後は、当該要件を満たしていないことから、スロベニア共和国を政令国等から除外することとし、外国運転免許証により運転することができる国等に該当しない旨を明示することとした。

イ 内容

政令国等からスロベニア共和国を除外することとした（令第39条の4）。

ウ 留意事項

スロベニア共和国の運転免許証の取扱いにつき、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないよう、職員に対する教養を徹底すること。

(2) 免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由等に関する規定の整備

ア 趣旨

改正法による改正前の道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の1及び2並びに備考四の委任を受けた改正法による改正前の道路交通法施行令第33条の6の2各号は、免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由を規定していたところ、当該理由は免許保有者側の事情であり、運転免許関係事務を行う公安委員会側の事情によるものは規定されていなかった。

しかしながら、システムの障害等の公安委員会側の事情によって免許証の更

新を受けることができなかった者についても、現行規定上のやむを得ない理由がある者と同様に、失効した免許を受けていた期間及び次の免許を受けていた期間が継続しているものとみなすことが適当と考えられる。そこで、免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由として、公安委員会側の事情を追加することとした。

イ 内容

免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを追加することとした（令第33条の6の2第6号）。

これに伴い、免許の再取得に際しての運転免許試験の一部免除の対象となる、運転免許試験を受けることができなかったやむを得ない理由についても、同様の規定を置くこととした（令第34条の3第3項）。

ウ 留意事項

免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由に公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを追加したことに伴い、免許に関係する業務を担当する職員に対し、適切な業務の実施に向けた教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を実施すること。

(3) 手数料の額の引下げに関する規定の整備

ア 公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった者が、免許の再取得のため運転免許試験を受ける場合における、運転免許試験手数料及び免許証交付手数料の標準に関する規定の整備

(ア) 趣旨

免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由のうち、公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった者が、免許の再取得のため運転免許試験を受ける場合、公安委員会において当該事情の有無を容易かつ迅速に判断することが可能であり、その事務量は免許証の更新と同程度に減少する。

そこで、公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった者が運転免許試験を受ける場合の手数料については、運転免許試験手数料のうち人件費並びに物件費及び施設費を減額し、免許証交付手数料のうち物件費及び施設費を減額することとした。

(イ) 内容

公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった者が運転免許試験を受ける場合の手数料については、運転免許試験手数料のうち人件費(1,400円)を1,000円減額した400円、物件費及び施設費(500円)を100円減額した400円、免許証交付手数料の物件費及び施設費(1,150円)を350円減額した800円と定めた（令第43条第1項）。

イ 免許証再交付手数料の見直し

(ア) 趣旨

前記 3 (2) のとおり、免許証の再交付を申請することができる要件が緩和されたことを受けて、亡失等以外の、事実確認が比較的容易な理由に基づく免許証の再交付を申請する者が増加することが見込まれ、一件当たりの事実確認に要する時間が短縮することから、免許証の再交付要件の事実確認に要する人件費に相当する額を減額することとした。

(イ) 内容

免許証再交付手数料に含まれる人件費（2,350円）のうち1,250円を減額した1,100円とする規定を定めた（令第43条第1項）。

ウ 留意事項

免許等に関する手数料については、都道府県は、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされていることから、佐賀県手数料条例については、12月1日に一部改正予定である。

(4) 大型自動二輪車に関する規定の整備

ア 大型自動二輪車に係る自動車の区分の見直し

(ア) 趣旨

現在、電動自動二輪車は、定格出力により大型自動二輪車と普通自動二輪車が区別されておらず、定格出力が0.60キロワットを超える電動自動二輪車は全て普通自動二輪車として区分されている。

今後、大型の電動自動二輪車が流通することが見込まれること等を踏まえ、普通自動二輪車と大型自動二輪車を定格出力により区分することとし、大型の電動自動二輪車を運転しようとする者についても、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けなければならないこととした。

(イ) 内容

定格出力が20.00キロワットを超える電動自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）を大型自動二輪車に区分することとした（府令第2条）。

(ウ) 留意事項

改正府令の施行日前に普通自動二輪車免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者については、施行日から起算して1年を経過する日までの間、引き続き運転することができるほか、電動大型自動二輪車で運転免許試験を受けられることとするなど、所要の経過措置を定めた（改正府令附則第2項から第7項まで）。

イ AT限定大型二輪免許に関する規定の見直し

(ア) 趣旨

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（以下「ＡＴ大型二輪車」という。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「ＡＴ限定大型二輪免許」という。）については、ＡＴ限定大型二輪免許制度の導入当時は総排気量0.650リットルを超えるＡＴ大型二輪車が国内で流通していなかったことから、ＡＴ限定大型二輪免許で運転できるＡＴ大型二輪車を総排気量0.650リットル以下に限定していたところ、現在、総排気量0.700リットル以上のＡＴ大型二輪車が流通していることなどを踏まえ、ＡＴ限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないこととした。

(イ) 内容

ＡＴ限定大型二輪免許の試験車両の要件を、大型二輪免許と同様に総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とし、ＡＴ限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないことを定めた（府令第24条第6項）。

(ウ) 留意事項

現にＡＴ限定大型二輪免許に付されている総排気量の限定については、これがないものとみなすことを定めた（改正府令附則第8項）。

また、当分の間、ＡＴ限定大型二輪免許に係る試験車両については従来の総排気量0.600リットル以上のものを使用できることを定めた（改正府令附則第9項）。

6 施行期日

- (1) 5(1)以外は令和元年12月1日から施行する。
- (2) 5(1)は公布の日（令和元年9月19日）施行済み。